

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号</p> <p>改正</p> <p>平成21年9月30日規則第80号 平成24年11月30日規則第100号 平成25年3月29日規則第52号 平成25年10月31日規則第84号 平成31年1月31日規則第2号 令和元年6月28日規則第17号 令和元年12月9日規則第60号 令和3年3月31日規則第70号 令和4年1月31日規則第3号 <u>令和5年月日規則第号</u></p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次～第10条 現行のとおり (整備基準及び集合住宅整備基準)</p> <p>第11条 1～3項 現況のとおり</p> <p>4 条例第19条の2の規則で定める規模は、住戸の数(改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して集合住宅にする場合に限る。))をいう。以下この項及び第10項において同じ。)の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数)が20以上又は床面積(改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積)の合計が1,000平方メートル以上とする。</p> <p>5項 現況のとおり</p>	<p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 平成19年4月1日規則第55号</p> <p>改正</p> <p>平成21年9月30日規則第80号 平成24年11月30日規則第100号 平成25年3月29日規則第52号 平成25年10月31日規則第84号 平成31年1月31日規則第2号 令和元年6月28日規則第17号 令和元年12月9日規則第60号 令和3年3月31日規則第70号 令和4年1月31日規則第3号</p> <p>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 目次～第10条 略 (整備基準及び集合住宅整備基準)</p> <p>第11条 1～3項 略</p> <p>4 条例第19条の2の規則で定める規模は、住戸の数(改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して集合住宅にする場合に限る。))をいう。以下この項及び第8項において同じ。)の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数)が20以上又は床面積(改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積)の合計が1,000平方メートル以上とする。</p> <p>5項 略</p>

改正後	改正前
<p>6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。）をする場合（条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第2から別表第13まで規定の適用は、次に掲げる部分に限るものとする。</p> <p>(1) 現況のとおり</p> <p>(2) 道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子利用者用客室（車椅子利用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同</p>	<p>6 特定公共的施設（建築物に限る。）又は集合住宅の改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定公共的施設又は集合住宅にする場合に限る。）をいう。以下この項、第13条第1項第1号及び第14条において同じ。）をする場合（条例第14条（条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う場合に限る。）の別表第2から別表第13までの規定の適用は、次に掲げる部分に限るものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 道等（道又は公園、広場その他の空地をいう。以下同じ。）から前号に掲げる部分にある利用居室等（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室その他の室をいう。以下この条において同じ。）、集合住宅の各住戸又はホテル若しくは旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3の15の項において同じ。）であって、その用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のものにおける車椅子利用者用客室（車椅子利用者（車椅子を利用している者をいう。以下同じ。）が円滑に利用できる客室をいう。以下同じ。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等（廊下その他これに類するものをいう。以下同じ。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子利用者用便房（車椅子使用者が円滑に利用することができる便房をいう。以下同</p>

改正後	改正前
<p>じ。) (前号に掲げる便所に設けられるものに限る。) までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定<u>若しくは</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 車椅子利用者用駐車施設 (車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。) (前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から第1号に掲げる部分にある利用居室等 (当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等) 又は一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>7 別表第1の1の部及び2の部に定める特定公共的施設 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第2条第19号に規定する特別特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。) その他これに類する施設を除く。) <u>については、前項及び別表第2中「不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。</u></p> <p><u>8 集合住宅又はその敷地に多数の者が共同で利用する集会室等の利用居室等、車椅子利用者用便房及び車椅子利用者用駐車施設を設ける場合の集合住宅については、別表第2の規定 (移動等円滑化経路等に係るものに限る。) を準用する。この場合において、「不特定若しくは多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>9 前項の場合において、別表第2の規定 (移動等円滑化経路等に</u></p>	<p>じ。) (前号に掲げる便所に設けられるものに限る。) までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定<u>かつ</u>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 車椅子利用者用駐車施設 (車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。) (前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。) から第1号に掲げる部分にある利用居室等 (当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等) 又は一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>7 別表第1の1の部及び2の部に定める特定公共的施設 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第2条第19号に規定する特別特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 第5条第1号に規定する公立小学校等を除く。) その他これに類する施設を除く。) <u>は、前項並びに別表第3及び別表第4中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えて適用する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>係るものに限る。)の適用を受ける特定経路等(別表第12の1の項第1号に規定する経路をいう。)となるべき経路又はその一部については、別表第12の規定は適用しない。</u></p> <p><u>10 別表第1の1の部23の項</u>に定める公共的施設及び特定公共的施設のうち集合住宅を含む複合建築物の集合住宅の用に供する部分(以下この項及び次項において「集合住宅の用に供する部分」という。)については、第1項の規定にかかわらず、別表第12及び別表第13の規定を適用する。ただし、集合住宅の用に供する部分において、住戸の数(改修の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数)が20未満のもので、かつ、床面積(改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積)の合計が1,000平方メートル未満のもの(当該集合住宅の用に供する部分その他の用途の部分と床又は壁で区画されていること等により利用者の経路が分けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p><u>11 前項前本文の場合において、別表第12及び別表第13に掲げる整備項目のうち、集合住宅の用に供する部分の規模に応じ、条例第14条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。</u></p> <p><u>12 現況のとおり</u> 第12条～第23条 現況のとおり <u>附 則(令和5年6月27日規則第 号)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(平成19年3月世田谷区条例第27号)第14条の規定による届出(以下「条例の規定による届出」という。)に係る同条例第2条第2号に規定する生活環境の整備(以下「生活環境の整備」という。)について適用し、施行日前に行われた条例の規定に</u></p>	<p><u>8 別表第1の1の部22の項</u>に定める公共的施設及び特定公共的施設のうち集合住宅を含む複合建築物の集合住宅の用に供する部分(以下この項及び次項において「集合住宅の用に供する部分」という。)については、第1項の規定にかかわらず、別表第12及び別表第13の規定を適用する。ただし、集合住宅の用に供する部分において、住戸の数(改修の場合にあっては、改修に係る部分の住戸の数)が20未満のもので、かつ、床面積(改修の場合にあっては、改修に係る部分の床面積)の合計が1,000平方メートル未満のもの(当該集合住宅の用に供する部分その他の用途の部分と床又は壁で区画されていること等により利用者の経路が分けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p><u>9 別表第12及び別表第13に掲げる整備項目のうち、集合住宅の用に供する部分の規模に応じ、条例第14条の規定による届出の対象となる計画に係る整備項目については、区長が別に定める。</u></p> <p><u>10 略</u> 第12条～第23条 略 (新設)</p>

改正後			改正前		
<p><u>よる届出に係る生活環境の整備については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第4号様式の規定により作成され、交付されているユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証は、この規則による改正後の第4号様式の規定により作成され、交付されたユニバーサルデザイン推進条例整備基準適合証とみなす。</p>					
別表第1（第3条、第4条関係）			別表第1（第3条、第4条関係）		
1 建築物			1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1～2	現況のとおり		1～2	略	
3 福祉施設	<p>(1) 老人ホーム、保育所、<u>福祉ホームその他これらに類する施設</u></p> <p>(2) 老人福祉センター、児童厚生施設、<u>身体障害者福祉センターその他これらに類する施設</u></p> <p>(3) <u>削除</u></p>	福祉施設の区分に該当する公共的施設の全て	3 福祉施設	<p>(1) 老人ホーム、保育所 <u>又は福祉ホーム</u></p> <p>(2) 老人福祉センター、児童厚生施設 <u>又は身体障害者福祉センター</u></p> <p>(3) <u>その他これらに類する施設</u></p>	福祉施設の区分に該当する公共的施設の全て
4 学校等施設	<p>(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 学校に類する施設（個人の経営に係る施設を除く。）</p>	学校等施設の区分に該当する公共的施設の全て	4 学校等施設	<p>(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下 <u>この項において</u> 同じ。）</p> <p>(2) 学校に類する施設（個人の経営に係る施設を除く。）</p>	学校等施設の区分に該当する公共的施設の全て

改正後			改正前		
5 車両 の停車 場又は 船舶若 しくは 航空機 の発着 場を構 成する 建築物 で旅客 の乗降 又は待 合いの 用に供 するも の	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべての施設	5	(新設)	
6 自動 車関連 施設	現況のとおり		5 自動 車関連 施設	略	
7 公衆 便所	現況のとおり		6 公衆 便所	略	
8 集会 施設	現況のとおり		7 集会 施設	略	
9 物品 販売業 を営む 店舗等	現況のとおり		8 物品 販売業 を営む 店舗等	略	

改正後			改正前		
10 飲食店	現況のとおり		9 飲食店	略	
11 サービス業を営む店舗等	現況のとおり		10 サービス業を営む店舗等	略	
12 宿泊施設	現況のとおり		11 宿泊施設	略	
13 興行施設	現況のとおり		12 興行施設	略	
14 文化施設	現況のとおり		13 文化施設	略	
15 展示施設	現況のとおり		14 展示施設	略	
16 運動施設	現況のとおり		15 運動施設	略	
17 遊興施設	現況のとおり		16 遊興施設	略	
18 公衆浴場	現況のとおり		17 公衆浴場	略	
19 業務施設	現況のとおり		18 業務施設	略	
20 工業施設	現況のとおり		19 工業施設	略	
21 公共用歩廊	現況のとおり		20 公共用歩廊	略	
22 地下街	現況のとおり		21 地下街	略	

改正後			改正前		
23 複合施設	1の項から22の項まで若しくは2の部に掲げる公共的施設又は集合住宅の複合建築物	複合施設の区分に該当する公共的施設（複合施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）	22 複合施設	1の項から21の項まで若しくは2の部に掲げる公共的施設又は集合住宅の複合建築物	複合施設の区分に該当する公共的施設（複合施設の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。）
2 現行の通り			2 略		
3 道路			3 道路		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
道路	(1)～(2)現況のとおり		道路	(1)～(2) 略	
	(3) 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条第2号又は第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定かつ多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。）			(2) 世田谷区公共物管理条例（平成14年3月世田谷区条例第29号）第2条第2号又は第3号に規定する水路を使用した通路で、不特定又は多数の者が利用するもの（世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）別表第1の4の部に規定する緑道を除く。）	
	(4) 現況のとおり (5) 削除			(4) 略 (5) <u>世田谷区狭あい道路拡幅整備条例（平成9年3月世田谷区条例第34号）第2条第1号に規定する狭あい道路</u>	

改正後			改正前		
3の2 特定道路 現行の通り			3の2 特定道路 略		
4 公園			4 公園		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 公園、緑地等	(1)～(3)現況のとおり (4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等 <u>であって広場状のもの（著しく狭小なものを除く。）</u>		1 公園、緑地等	(1)～(3)略 (4) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第15号）別表第4に規定する広場状空地又はアーケード、ピロティ等 <u>（広場状のものに限る。）</u>	
2～3	現況のとおり		2～3	略	
5～6 現行の通り			5～6 略		
別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）			別表第2 建築物に関する整備基準（第11条関係）		
整備項目	整備基準		整備項目	整備基準	
1 <u>移動等円滑化経路等</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表において「 <u>移動等円滑化経路等</u> 」という。）とすること。 ア～エ 現況のとおり (2) <u>移動等円滑化経路等</u> 上に、階段又は段を		1 <u>移動等円滑化経路</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上（エに定める経路については、その全てのもの）を高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路（以下この表 <u>及び次表</u> において「 <u>移動等円滑化経路</u> 」という。）とすること。 ア～エ 略 (2) <u>移動等円滑化経路</u> 上に、階段又は段を設	

改正後		改正前	
	設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。		けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
2 出入口	(1) <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア～ウ 現況のとおり (2) 直接地上へ通ずる出入口 (<u>移動等円滑化経路等</u> を構成する出入口を除く。)のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア～イ 現況のとおり	2 出入口	(1) <u>移動等円滑化経路</u> を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア～ウ 略 (2) 直接地上へ通ずる出入口 (<u>移動等円滑化経路</u> を構成する出入口を除く。)のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア～イ 略
3 廊下等	(1) 現況のとおり (2) <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～ウ 現況のとおり	3 廊下等	(1) 略 (2) <u>移動等円滑化経路</u> を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～ウ 略
4 階段	現況のとおり	4 階段	略
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 現況のとおり (2) <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～カ 現況のとおり	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 略 (2) <u>移動等円滑化経路</u> を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～カ 略
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<u>移動等円滑化経路等</u> を構成するエレベーター(次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア～コ 現況のとおり	6 エレベーター及びその乗降ロビー	<u>移動等円滑化経路</u> を構成するエレベーター(次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。 ア～コ 略
7 特殊な構	<u>移動等円滑化経路等</u> を構成する特殊な構造又は	7 特殊な構	<u>移動等円滑化経路</u> を構成する特殊な構造又は

改正後		改正前	
造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	は使用形態のエレベーターその他の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号。以下「平成18年国土交通省告示第1492号」という。）第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア～ウ 現況のとおり	造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	使用形態のエレベーターその他の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号。以下「平成18年国土交通省告示第1492号」という。）第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。 ア～ウ 略
8 便所	現況のとおり	8 便所	略
9 敷地内の通路	(1) 現況のとおり (2) 移動等円滑化経路等 を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～エ 現況のとおり	9 敷地内の通路	(1) 略 (2) 移動等円滑化経路 を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～エ 略
10 駐車場	(1) 現況のとおり (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 現況のとおり イ 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの 移動等円滑化経路等 の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合に	10 駐車場	(1) 略 (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 略 イ 当該車椅子利用者用駐車施設から利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）までの 移動等円滑化経路 の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合に

改正後		改正前	
	は、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの <u>移動等円滑化経路等</u> についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。		は、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの <u>移動等円滑化経路</u> についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。
11～16	現況のとおり	11～16	略
17 宿泊施設の客室	<p>(1)～(2) 現行の通り</p> <p>(3) 一般客室（和室部分を除く。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 現況のとおり</p> <p>イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。エにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）</u>とすること。</p> <p>ウ 現況のとおり</p> <p><u>エ イの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所</u></p>	<p>17 宿泊施設の客室</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 一般客室（和室部分を除く。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75センチメートル以上</u>とすること。</p> <p>ウ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正後		改正前	
	<u>の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。</u>		
18~20	現況のとおり	18~20	略

備考

- この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路等を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

備考

- この表は、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分について適用する。
- 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

別表第3 建築物に関する遵守基準(第11条関係)

整備項目	遵守基準
1 <u>移動等円滑化経路等</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上(エに定める経路については、その全てのもの)を <u>高齢者、障害者等が円滑に利用することができる経路(以下この表において「移動等円滑化経路等」という。)</u> とすること。 ア 建築物に、利用居室(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、 <u>理髪店</u> 、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む <u>店舗並びに</u>

別表第3 建築物に関する遵守基準(第11条関係)

整備項目	遵守基準
1 <u>移動等円滑化経路</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上(エに定める経路については、その全てのもの)を <u>移動等円滑化経路</u> とすること。 ア 建築物に、利用居室(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合における道等から当該利用居室までの経路(幼稚園、保育所及び母子生活支援施設 <u>並びに理髪店</u> 、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む <u>店舗に</u>

改正後		改正前	
	<p><u>中規模建築物（診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）又は別表第1の1の部9の項公共的施設の欄第1号、10の項及び11の項公共的施設の欄第1号に掲げる建築物であって、その用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ200平方メートル以上500平方メートル未満のものをいう。以下この表において同じ。）</u>にあつては、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>		<p><u>ついては</u>、直接地上へ通ずる出入口のある階（以下「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p>
	<p>イ～エ 現況のとおり</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路等</u>上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>		<p>イ～エ 略</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路等</u>上に、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p>
2	<p>出入口 <u>移動等円滑化経路等</u>を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ウ 現況のとおり</p>	2	<p>出入口 <u>移動等円滑化経路</u>を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ウ 略</p>
3	<p>廊下等</p> <p>(1) 現況のとおり</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路等</u>を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上 <u>(中規模建築物にあつては、90センチメートル以上)</u></p>	3	<p>廊下等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路</u>を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上とすること。</p>

改正後		改正前	
	とすること。		
	イ 現況のとおり		イ 略
	ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（ <u>中規模建築物若しくは主として</u> 自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用者に特に支障をきたす場合を除く。）。		ウ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（ <u>主として</u> 自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用者に特に支障をきたす場合を除く。）。
	エ 現況のとおり		エ 略
4 階段	(1) 現況のとおり	4 階段	(1) 略
	(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもの（ <u>中規模建築物にあっては、アに掲げるものに限る。</u> ）のほか、次に掲げるものとする。		(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
	ア～ウ 現況のとおり		ア～ウ 略
	(3) 現況のとおり		(3) 略
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 現況のとおり	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 略
	(2) <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるもの（ <u>中規模建築物にあっては、エからカまでに掲げるものを除く。</u> ）とすること。		(2) <u>移動等円滑化経路</u> を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。
	ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するもの <u>及び中規模建築物に設けるもの</u> にあつては90センチメートル以上とすること。		ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。

改正後		改正前	
	<p>イ 勾配は、12分の1 <u>(中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートル以下のものについては、8分の1)</u> を超えないこと。</p> <p>ウ～カ 現況のとおり</p> <p>(3) 現況のとおり</p>		<p>イ 勾配は、12分の1 を超えないこと。</p> <p>ウ～カ 略</p> <p>(3) 略</p>
6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>(1) <u>移動等円滑化経路等</u>を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ク 現況のとおり</p> <p>ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の<u>移動等円滑化経路等</u>を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)～(イ) 現況のとおり</p> <p>コ 現況のとおり</p> <p>(2) 現況のとおり</p>	6 エレベーター及びその乗降ロビー	<p>(1) <u>移動等円滑化経路</u>を構成するエレベーター（次項に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。）の<u>移動等円滑化経路</u>を構成するエレベーターにあっては、アからウまで及びオからキまでに定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア)～(イ) 略</p> <p>コ 現況のとおり</p> <p>(2) 現況のとおり</p>
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>(1) <u>移動等円滑化経路等</u>又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ウ 現況のとおり</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路等</u>を構成する特殊な構</p>	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<p>(1) <u>移動等円滑化経路</u>又は宿泊者特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～ウ 現況のとおり</p> <p>(2) <u>移動等円滑化経路</u>を構成する特殊な構造</p>

改正後		改正前	
	<p>造又は使用形態のエスカレーター（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号に規定するエスカレーターをいう。以下同じ。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾（こう）配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。）第1ただし書に規定するものとする。</p>		<p>又は使用形態のエスカレーター（平成18年国土交通省告示第1492号第1第2号に規定するエスカレーターをいう。以下同じ。）は、通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターの構造及びエスカレーターの勾（こう）配に応じた踏段の定格速度を定める件（平成12年建設省告示第1417号。以下「平成12年建設省告示第1417号」という。）第1ただし書に規定するものとする。</p>
8	<p>便所</p> <p>(1) 現況のとおり</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～イ 現況のとおり</p> <p>ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア)～(エ) 現況のとおり</p> <p>(オ) <u>学校</u></p>	8	<p>便所</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる建築物で(ア)から(サ)までについては床面積の合計が200平方メートル以上のもの、(シ)から(タ)までについては床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、(チ)については床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの、(ツ)については区長が別に定めるものの便所内に、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) <u>幼稚園</u></p>

改正後		改正前	
	(カ)～(ツ) 現況のとおり		(カ)～(ツ) 略
	エ 現況のとおり		エ 略
	(3)～(4) 現況のとおり		(3)～(4) 略
9 敷地内の 通路	(1) 現行のとおり (2) <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。こと。 ア 幅は、140センチメートル以上 <u>(中規模建築物にあっては、90センチメートル以上)</u> とすること。	9 敷地内の 通路	(1) 略 (2) <u>移動等円滑化経路</u> を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。こと。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。
	イ～ウ 現況のとおり		イ～ウ 略
	エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。こと。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するもの <u>及び中規模建築物に設けるもの</u> にあつては90センチメートル以上とすること。		エ 傾斜路は、次に掲げるものとする。こと。 (ア) 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
	(イ) 勾配は、20分の1 <u>(中規模建築物にあって、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものは12分の1、当該高さが16センチメートル以下のものは8分の1)</u> を超えないこと。		(イ) 勾配は、20分の1を超えないこと。
	(ウ)～(エ) 現況のとおり		(ウ)～(エ) 略
	(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 <u>ただし、中規模建築物にあっては、この限りでない。</u>		(オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分を設けること。
10 駐車場	(1)～(3) 現況のとおり	10 駐車場	(1)～(3) 略

改正後		改正前	
	<u>(4) 中規模建築物にあっては、前3号の規定は適用しない。</u>		<u>(新設)</u>
11～14	現況のとおり	11～14	略
15 宿泊施設の客室	<p>(1)～(2) 現況のとおり</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～イ 現況のとおり</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。オにおいて同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）</u>とすること。</p> <p>エ 現況のとおり</p> <p><u>オ ウの規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。</u></p>	<p>15 宿泊施設の客室</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 一般客室は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、<u>70センチメートル以上</u>とすること。</p> <p>エ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	
	<p><u>カ</u> 現況のとおり</p> <p><u>キ</u> 宿泊者特定経路となるべき経路又はその</p>		<p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 宿泊者特定経路となるべき経路又はその</p>

改正後		改正前	
	一部が <u>移動等円滑化経路等</u> 又はその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及び <u>カ</u> の規定は適用しない。		一部が <u>移動等円滑化経路</u> 又はその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、ア及び <u>オ</u> の規定は適用しない。
16～18	現況のとおり	16～18	略
1 現況のとおり 2 <u>移動等円滑化経路等</u> を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。		1 略 2 <u>移動等円滑化経路</u> を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により9の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。	
別表第4 現況のとおり		別表第4 略	
別表第5 道路に関する整備基準（第11条関係）		別表第5 道路に関する整備基準（第11条関係）	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 <u>歩道等</u>	<u>(1) 歩車道の分離</u> <u>ア 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全を確保すること。</u> <u>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。</u> <u>ウ 歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、</u>	1 歩道等と車道等の分離	<u>(1) 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）と車道又は車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）とは、原則として分離し、歩行者又は自転車利用者（以下「歩行者等」という。）の安全を確保すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(2) 歩道等と車道等を分離する方法は、セミフラット形式とすること。</u> <u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<p><u>15センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(2) 歩道等の有効幅員及び勾配</u></p> <p><u>ア 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</u></p> <p><u>イ 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</u></p> <p><u>ウ 歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</u></p> <p><u>エ 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</u></p> <p><u>オ 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。</u></p> <p><u>(3) 舗装等</u></p> <p><u>ア 歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</u></p> <p><u>イ 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特</u></p>		<p><u>(新設)</u></p>

改正後		改正前	
	<p><u>別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。</u></p> <p><u>エ 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</u></p>		
2 路肩の確保及び区別化	現況のとおり	2 路肩の確保及び区別化	略
3 <u>歩道の有効幅員等</u>	<p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(2) 削除</u></p>	3 <u>歩道の有効幅員等</u>	<p><u>(1) 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</u></p> <p><u>(2) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。</u></p>
3 <u>歩道等と車道等との段差</u>	<p><u>(1) 一般的事項</u></p> <p><u>ア 車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</u></p> <p><u>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</u></p> <p><u>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方</u> <u>向と一致させること。</u></p>	(新設)	(新設)

改正後		改正前	
	<p><u>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。</u></p> <p><u>(2) 交差点における切下げ</u></p> <p><u>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</u></p> <p><u>(3) 枝道等と交差する場合</u></p> <p><u>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること</u></p> <p><u>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</u></p>		
<u>(移項)</u>	<u>(7項へ移項)</u>	<u>4 横断歩道</u>	略
<u>4 沿道施設との段差</u>	<u>特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(移項)</u>	<u>(11項へ移項)</u>	<u>5 道路附属物及び占用物の整理</u>	略
<u>5 橋の取付け部</u>	<p><u>(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。</u></p> <p><u>(2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。</u></p>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<u>(3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</u>		
<u>6 車両乗入れ部</u>	<u>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。</u> <u>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</u> <u>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>7 横断歩道</u>	<u>(1)～(2) 4項から移項</u> 現況のとおり		(1)～(2) 略
<u>8 視覚障害者誘導用設備</u>	<u>(1) 視覚障害者が多く利用する道路の歩行者の通行部分には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。</u> <u>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果が発揮できない場合には、他の色を使用することができる。</u> <u>(3) 前項の場合には、輝度比が確保できる措置を講ずること。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>9 立体横断施設</u>	立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性 <u>に</u> 配慮した構造とすること。	<u>6 立体横断施設</u>	立体横断施設は、全ての者に対する安全性及び移動性 <u>を</u> 配慮した構造とすること。
<u>10 休憩施設（ベンチ等）</u>	現況のとおり	<u>7 休憩施設（ベンチ等）</u>	略
<u>11 道路附</u>	<u>5項から移項</u> 現況のとおり	<u>5 道路附</u>	略

改正後		改正前	
属物及び 占用物の 整理		属物及び 占用物の 整理	
12 歩行者 広場	現況のとおり	8 歩行者 広場	略
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	9 歩道等 と車道等 との段差 (一般的	(1) <u>車道等に接続する歩道等の部分（以下「接続部分」という。）は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</u> (2) <u>接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</u> (3) <u>接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</u> (4) <u>接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	10 歩道等 と車道等 との段差 (交差点 における 切下げ)	<u>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	11 歩道等 と車道等 との段差 (枝道等	<u>自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に</u>

改正後		改正前	
		<u>と交差する場合)</u>	<u>配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>12 沿道施設との段差</u>	<u>特定公共的施設等の出入口と接続する部分は、段差を可能な限り縮小すること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>13 橋の取付け部</u>	<u>(1) 橋の取付け部においては、可能な限り道路の高低差を縮小すること。</u> <u>(2) 橋の取付け部においては、全ての歩行者等が安全で快適に移動することができるよう勾配を緩やかにする工夫をすること。</u> <u>(3) 橋の取付け部における勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>14 車両乗入れ部</u>	<u>(1) 歩道等における車両乗入れ部は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を考慮し、歩道等の路面が連続して平坦となるような構造とすること。</u> <u>(2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</u> <u>(3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>15 舗装等</u>	<u>(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平坦性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</u> <u>(2) 歩道等の舗装は、透水性舗装とすること。</u> <u>ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の</u>

改正後		改正前	
			<p><u>状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 車道等の舗装は、可能な限り透水性舗装又は排水性舗装とすること。</u></p> <p><u>(4) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	16 縦断勾配	<u>道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の縦断勾配は、可能な限り100分の5以下とすること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	17 横断勾配	<p><u>(1) 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、可能な限り100分の1以下とすること。</u></p> <p><u>(2) 単断面道路の路肩部分の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、最小限とすること。</u></p>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	18 視覚障害者誘導用設備	<p><u>(1) 道路の歩行者の通行部分には、可能な限り視覚障害者誘導用設備を設けること。</u></p> <p><u>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</u></p>
13 案内板等	<p>(1) 現況のとおり</p> <p>(2) 案内板等の<u>標示</u>は、内容を容易に読み取ることができるような文字<u>等</u>の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は分かりやすい場所に配置し、<u>その</u>高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>	19 案内板等	<p>(1) 略</p> <p>(2) 案内板等の<u>表示</u>は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。</p> <p>(3) 案内板等は、<u>分かりやすい</u>場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。</p>

改正後		改正前	
14 照明施設	現況のとおり	20 照明施設	略
15 階段	現況のとおり	21 階段	略
16 滑止め等の交通安全施設	(1) 現況のとおり (2) 交差点には、必要に応じ、 <u>行者等の注意を喚起するための表示</u> を設けること。	22 滑止め等の交通安全施設	(1) 略 (2) 交差点には、必要に応じ <u>て</u> 歩行者等の注意を喚起するための表示を設けること。
17 駐車場(道路附属物としての自動車駐車場)	(1)～(2) 現況のとおり (3) 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 現況のとおり ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち <u>ず、かつ、滑りにくい構造</u> の蓋を設けること。 エ 現況のとおり	23 駐車場(道路附属物としての自動車駐車場)	(1)～(2) 略 (3) 車椅子利用者用駐車施設から駐車場の歩行者の出入口までの通路の1以上は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 略 ウ 路面には、排水溝、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち <u>ない、及び滑りにくい構造</u> の蓋を設けること。 エ 略

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 <u>歩道等</u>	(1) <u>歩車道の分離</u> <u>ア 歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</u> <u>イ 歩道等と車道等を分離する方法としては、セミフラット形式を原則とすること。</u>

備考 この表は、不特定又は多数の者が利用する部分について適用する。

別表第6 道路に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 歩道等と車道等の分離	(1) <u>歩道等と車道等とは、原則として分離し、歩行者等の安全を確保すること。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後		改正前	
ウ	<u>歩道に設ける縁石の車道に対する高さは、15センチメートル以上とすること。</u>		(新設)
(2)	<u>歩道等の有効幅員及び勾配</u>		(2) <u>歩道等と車道等を分離する方法は、原則としてセミフラット形式とすること。</u>
ア	<u>歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</u>		(新設)
イ	<u>歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる歩行空間を立体的かつ連続的に確保すること。</u>		(新設)
ウ	<u>歩道等の縦断勾配は、100分の5以下とする。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、100分の8以下とすることができる。</u>		(新設)
エ	<u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、路面排水を考慮し、かつ、100分の1以下とする。ただし、道路の構造、気象の状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、100分の2以下とすることができる。</u>		(新設)
(3)	<u>舗装等</u>		(新設)
ア	<u>歩道等の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</u>		(新設)
イ	<u>排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子</u>		

改正後		改正前	
	<u>のキャスター、靴のかかと等が落ちず、かつ、滑りにくい構造の蓋を設けること。</u>		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>2 歩道の有効幅員等</u>	<u>(1) 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とし、当該歩道の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</u> <u>(2) 歩道等は、歩行者等が安心して通行することができる空間を立体的かつ連続的に確保すること。</u>
<u>2 歩道等と車道等との段差</u>	<u>(1) 一般的事項</u> <u>ア 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</u> <u>イ 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</u> <u>ウ 接続部分の勾配は、100分の5以下（沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下）とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</u> <u>エ 接続部分には、可能な限り横断待ちのための平坦部を設けること。</u> <u>(2) 交差点における切下げ</u> <u>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</u> <u>(3) 枝道等と交差する場合</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<p><u>ア 自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、歩道面が連続して平坦となるような構造とすること。</u></p> <p><u>イ 切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</u></p>		
3 車両乗入れ部	<p>(1) 現況のとおり</p> <p><u>(2) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</u></p> <p><u>(3) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</u></p>	9 車両乗入れ部	<p>(1) 略</p> <p><u>(2) 車両乗入れ部のすり付け勾配は、100分の15以下（特殊縁石を用いる場合は、100分の10以下）とすること。</u></p> <p><u>(3) 車両乗入れ部の縁石の段差は、5センチメートルを標準とすること。</u></p>
4 横断歩道	(1)～(2) 現況のとおり	3 横断歩道	(1)～(2) 略
5 視覚障害者誘導用設備	<p>(1) 現況のとおり</p> <p><u>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を原則とすること。ただし、周辺の舗装の色彩との輝度比において対比効果を発揮することができない場合には、他の色を使用することができる。</u></p> <p><u>(3) 前号ただし書の場合において、輝度比が確保できる措置を講ずること。</u></p>	11 視覚障害者誘導用設備	<p>(1) 略</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの色は、周辺の部分の色と輝度比において対比効果を発揮することができるものとし、原則として黄色を用い、状況に応じて適切な色を選択すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>
6 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性 <u>に</u> 配慮した構造とすること。	4 立体横断施設	立体横断施設は、高齢者、障害者等に対する安全性及び移動性 <u>を</u> 配慮した構造とすること。
7 休憩施設（ベンチ	現況のとおり	5 休憩施設（ベンチ	略

改正後		改正前	
等)		等)	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>6 歩道等と車道等との段差(一般的事項)</u>	<u>(1) 接続部分は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、2センチメートルを標準とすること。</u> <u>(2) 接続部分においては、車道等との段差を縮小するため、必要に応じて傾斜を設けること。</u> <u>(3) 接続部分の勾配は、100分の5以下(沿道の状況等からやむを得ない場合は、100分の8以下)とし、勾配の方向は、歩行者等の通行動線の方向と一致させること。</u> <u>(4) 接続部分は、可能な限り横断待ちのための平たん部を設けること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>7 歩道等と車道等との段差(交差点における切下げ)</u>	<u>交差点部の横断歩道に向けての切下げは、自動車に対する歩行者等の安全、路面の排水等を考慮し、全ての者が円滑に通行することができるような構造とすること。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>8 歩道等と車道等との段差(枝道等と交差する場合)</u>	<u>自動車等の交通量の少ない枝道等と交差する場合は、本線の歩行者等の通行の安全性、利便性及び連続性を考慮し、平たんとなるような構造とすること。切開き形式とする場合は、視覚障害者に配慮するため、枝道等の路面と歩道等の路面とに段差を設けること。</u>
<u>(移項)</u>	<u>9項から3項へ移項 現況のとおり</u>	<u>9 車両乗入れ部</u>	略
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>10 舗装等</u>	<u>(1) 道路の歩行者の通行部分及び自転車歩行者道の舗装は、歩行者等の通行の安全性及び</u>

改正後		改正前	
			<u>快適性を確保するため、平たん性、滑りにくさ、水はけの良さ等を考慮し、舗装材料を選択すること。</u> <u>(2) 排水溝、集水ます等には、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ちない、及び滑りにくい構造の蓋を設けること。</u>
<u>(移項)</u>	<u>11項から5項へ移項</u>	<u>11</u> 視覚障害者誘導用設備	略
<u>8</u> 案内板等	(1) 現況のとおり (2) 案内板等の <u>標示</u> は、内容を容易に読み取ることができるような文字 <u>等</u> の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、分かりやすい場所に配置し、 <u>その</u> 高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。	<u>12</u> 案内板等	(1) 略 (2) 案内板等の <u>表示</u> は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (3) 案内板等は、 <u>分かりやすい</u> 場所に配置し、高さは、車椅子使用者等にも見やすい位置とすること。
<u>9</u> 駐車場 (道路附属物としての自動車駐車場)	現況のとおり	<u>13</u> 駐車場 (道路附属物としての自動車駐車場)	略

備考 現況のとおり

別表第6の2 特定道路に関する整備基準 (第11条関係)

整備項目	整備基準
1～18	現況のとおり
19 案内板等	(1) 現況のとおり (2) 案内板等の <u>標示</u> は、内容を容易に読み取ることができるような文字 <u>等</u> の大きさ、色調

備考 略

別表第6の2 特定道路に関する整備基準 (第11条関係)

整備項目	整備基準
1～18	略
19 案内板等	(1) 略 (2) 案内板等の <u>表示</u> は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及

改正後		改正前	
	及び明度とすること。 (3) 現況のとおり (4) 現況のとおり		及び明度とすること。 (3) 略 (4) 略
20～24	現況のとおり	20～24	略
備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。		備考 この表は、不特定又は多数の者が利用する部分について適用する。	
別表第6の3 特定道路に関する遵守基準（第11条関係）		別表第6の3 特定道路に関する遵守基準（第11条関係）	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1～13	現況のとおり	1～13	略
14 案内板等	(1) 現況のとおり (2) 案内板等の標示は、内容を容易に読み取ることができるような文字等の大きさ、色調及び明度とすること。 (3)～(4) 現況のとおり	14 案内板等	(1) 略 (2) 案内板等の表示は、内容を容易に読み取ることができるような文字の大きさ、色調及び明度とすること。 (3)～(4) 略
15～18	現況のとおり	15～18	略
備考 現況のとおり		備考 略	
別表第7 公園に関する整備基準（第11条関係）		別表第7 公園に関する整備基準（第11条関係）	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1 出入口	(1) 外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 現況のとおり <u>イ 車止めを設ける場合は、車椅子使用者等が円滑に通行することができる構造とすること。</u>		(1) 外部の道路等と接する出入口は、次に掲げる構造とすること。地形上又は構造上、3の項に定める要件を満たす園路に接続することが困難である出入口については、整備基準に適合した出入口の位置を明示する案内板を設けること。 ア 略 <u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<u>ウ</u> 現況のとおり <u>エ</u> 現況のとおり <u>オ</u> 現況のとおり (2) 現況のとおり <u>(3) 削除</u> <u>(3)</u> 現況のとおり		<u>イ</u> 略 <u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 (2) 略 <u>(3) 車止め柵は、車椅子使用者等が円滑に通</u> <u>行することができる構造とすること。</u> <u>(4)</u> 略
2～4	現況のとおり	2～4	略
5	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア～オ 現況のとおり カ 両側に連続して手すりを設けること。 <u>ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u> キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。 <u>ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</u> ク 現況のとおり	5	階段若しくは段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 傾斜路は、次に掲げる構造とすること。 ア～オ 略 カ 両側に連続して手すりを設けること。 キ 傾斜路の両側に縁石又は側壁を設けること。 ク 略
6～19	現況のとおり	6～19	略

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。

備考 この表は、不特定若しくは多数の者が利用する部分について適用する。

別表第8 公園に関する遵守基準（第11条関係）

別表第8 公園に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1～14	現況のとおり
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 現況のとおり <u>ウ 車椅子使用者等が利用目的に沿って円滑に活動できる広さを確保すること。</u>

整備項目	遵守基準
1～14	略
15 野外劇場・野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 略 <u>(新設)</u>

改正後		改正前	
	<u>エ</u> 現況のとおり <u>オ</u> 現況のとおり <u>カ</u> 現況のとおり <u>キ</u> 現況のとおり <u>ク</u> 現況のとおり <u>ケ</u> 現況のとおり <u>コ</u> 現況のとおり		<u>ウ</u> 略 <u>エ</u> 略 <u>オ</u> 略 <u>カ</u> 略 <u>キ</u> 略 <u>ク</u> 略 <u>ケ</u> 略
16	現況のとおり	16	略

備考 現況のとおり

別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 道路等から 駅舎等の出 入口までの 経路	道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 現況のとおり ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の <u>蓋</u> を設けること。
2 移動等円 滑化経路	(1)～(2) 現況のとおり (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下 <u>この表及び次表において</u> 「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (4)～(5) 現況のとおり
<u>(移項)</u>	<u>(20項へ移項)</u>
<u>3</u> 駅舎等の	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とするこ

備考 略

別表第9 公共交通施設に関する整備基準（第11条関係）

整備項目	整備基準
1 道路等から 駅舎等の出 入口までの 経路	道路等から鉄道及び軌道の旅客施設（以下「駅舎等」という。）の出入口までの経路は、次に掲げる構造とすること。 ア～イ 略 ウ 路面には、排水口、集水ます等を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、つえ、車椅子のキャスター、靴のかかと等が落ち込まない構造の <u>ふた</u> を設けること。
2 移動等円 滑化経路	(1)～(2) 略 (3) 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。 (1)～(2) 略
<u>3</u> 駅前広場	略
4 駅舎等の	駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とするこ

改正後		改正前	
出入口	と。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、 <u>8の項</u> に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りではない。	出入口	と。 ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、 <u>13の項</u> に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りではない。 <u>地形上又は構造上困難な駅舎であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。</u>
	<u>イ 地形上又は構造上困難な駅舎であっても、1以上の出入口については段差を解消すること。</u>		<u>(新設)</u>
	ウ～オ 現況のとおり		ウ～オ 略
<u>4</u> 駅舎等の 駐車場	現況のとおり	<u>5</u> 駅舎等の 駐車場	略
<u>5</u> 駅舎等の 通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。	<u>6</u> 駅舎等の 通路等	(1) 移動等円滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。
	ア 現況のとおり		ア 略
	イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、 <u>8の項</u> に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は <u>9の項</u> に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、 <u>10の項</u> に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。		イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、 <u>13の項</u> に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は <u>14の項</u> に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあっては、 <u>15の項</u> に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。
	ウ～エ 現況のとおり		ウ～エ 略
	(2) 現況のとおり		(2) 略

改正後		改正前	
<u>(移項)</u>	<u>(12項へ移項)</u>	<u>7</u> 駅舎等の 旅客待合所 及び休憩設 備	略
<u>(移項)</u>	<u>(18項へ移項)</u>	<u>8</u> 駅舎等の 券売機	略
<u>6</u> 駅舎等の 出札、案内 所等	(1) 現況のとおり <u>(2) 出札・案内所等のカウンターに至る経路 には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する こと。</u> (3) 現況のとおり	<u>9</u> 駅舎等の 出札、案内 所等	(1) 略 <u>(新設)</u> (2) 略
<u>(移項)</u>	<u>(24項へ移項)</u>	<u>10</u> 改札口	略
<u>(移項)</u>	<u>(13項へ移項)</u>	<u>11</u> 駅舎等の 戸	略
<u>7</u> 駅舎等の 階段	現況のとおり	<u>12</u> 階段	略
<u>8</u> 駅舎等の 傾斜路	現況のとおり	<u>13</u> 傾斜路	略
<u>9</u> 駅舎等の エレベータ ー	現況のとおり	<u>14</u> エレベーター	略
<u>10</u> 駅舎等の エスカレー ター	現況のとおり	<u>15</u> エスカレーター	略
<u>(移項)</u>	<u>(25項へ移項)</u>	<u>16</u> 駅舎等 (鉄道の駅 舎等に限 る。)の乗	略

改正後		改正前	
<u>11</u> 駅舎等の 便所	現況のとおり	降場	
<u>12</u> 駅舎等の 旅客待合所 及び休憩設 備（ベンチ 等）	<p>(7項から移項)</p> <p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア～イ 現況のとおり</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>8の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ～カ 現況のとおり</p> <p>(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>ア～イ 現況のとおり</p> <p><u>ウ イの設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。</u></p>	<u>17</u> 便所	略
<u>13</u> 駅舎等の 戸	(11項から移項) 現況のとおり	<u>7</u> 駅舎等の 旅客待合所 及び休憩設 備	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に掲げる構造等及び設備とすること。</p> <p>ア～イ 略</p> <p>ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>13の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(2) 通路等又は乗降場に次に掲げる構造等の高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（以下この項において「休憩設備」という。）を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p> <p>ア～イ 現況のとおり</p> <p><u>(新設)</u></p>
<u>14</u> 駅舎等の 案内板等	(19項から移項) 現況のとおり	<u>11</u> 駅舎等の 戸	略
<u>15</u> 駅舎等の	(20項から移項) 現況のとおり	<u>19</u> 駅舎等の 案内板等	略
		<u>20</u> 駅舎等の	略

改正後		改正前	
案内装置等		案内装置等	
16 駅舎等の 視覚障害者 誘導用ブ ロック	<u>(21項から移項)</u> 現況のとおり	21 視覚障 害者誘 導用ブ ロック	略
17 駅舎等の 手すり	<u>(28項から移項)</u> 現況のとおり	28 手すり	略
18 駅舎等の 券売機	<u>(8項から移項)</u> 現況のとおり	8 駅舎等 の券売 機	略
19 駅舎等の 公衆電話	<u>(18項から移項)</u> 現況のとおり	18 駅舎等 の公衆 電話	略
20 駅前広場	<u>(3項から移項)</u> 現況のとおり	3 駅前広 場	略
21 自転車等 駐車場	<u>(25項から移項)</u> 現況のとおり	25 自転 車等駐 車場	略
22 こ線橋	現況のとおり	22 こ線 橋	略
23 踏切	踏切は、次に掲げる構造とすること。 ア～ウ 現況のとおり <u>エ 歩道等の踏切道手前部に、点状ブロック による踏切道の注意喚起を行うとともに、 線状ブロックを部分的に敷設し、注意喚起 を行う点状ブロックに適切に誘導するこ と。</u> <u>オ 踏切道内には、視覚障害者が車道及び路 に誤って進入をすることを防ぐとともに踏 切の外にいと誤認することを回避するた め、表面に凹凸のついた誘導表示等（歩道</u>	23 踏切	踏切は、次に掲げる構造とすること。 ア～ウ 略 <u>エ 踏切の前後の歩行者の通行部分等に視覚 障害者誘導用ブロックが敷設されている場 合は、踏切の内外に連続性を確保して視覚 障害者誘導用ブロックを敷設するととも に、遮断機の手前に視覚障害者へ警告する ための点状ブロックを敷設すること。</u> <u>オ 新設</u>

改正後		改正前	
	<u>等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形状とする。)を設けること。</u>		
<u>24 鉄軌道駅の改札口</u>	<u>(10項から移項)</u> 現況のとおり	<u>10</u> 改札口	略
<u>25 鉄道駅の乗降場</u>	<u>(16項から移項)</u> <u>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</u> ア～シ 現況のとおり	<u>16 駅舎等</u> <u>(鉄道駅の駅舎等に限る。)の乗降場</u>	<u>駅舎等の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</u> ア～シ 略
<u>(移項)</u>	<u>(19項へ移項)</u>	<u>18 駅舎等の公衆電話</u>	略
<u>(移項)</u>	<u>(14項へ移項)</u>	<u>19 駅舎等の案内板等</u>	略
<u>(移項)</u>	<u>(15項へ移項)</u>	<u>20 駅舎等の案内装置等</u>	略
<u>(移項)</u>	<u>(16項へ移項)</u>	<u>21 視覚障害者誘導用ブロック</u>	略
<u>26 軌道の停留所</u>	現況のとおり	<u>24 軌道の停留所</u>	略
<u>27 バス停留所</u>	現況のとおり	<u>26 バス停留所</u>	略
<u>28 タクシー乗り場</u>	現況のとおり	<u>27 タクシー乗り場</u>	略
<u>(移項)</u>	<u>(17項へ移項)</u>	<u>28 手すり</u>	略
備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。		備考 この表は、不特定又は多数の者が利用する部分について適用する。	

改正後		改正前	
別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）		別表第10 公共交通施設に関する遵守基準（第11条関係）	
整備項目	遵守基準	整備項目	遵守基準
1 移動等円滑化経路	<p><u>(1) 駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。</u></p> <p><u>(2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</u></p> <p><u>(3) 乗継ぎ経路のうち、移動等円滑化経路を、乗降場ごとに1以上確保すること。</u></p> <p><u>(4) 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化経路となる乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。</u></p> <p><u>(5) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、前号アの規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化経路をそれぞれ1以上確保すること。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りでない。</u></p>	1 移動等円滑化経路	<p>駅舎等の出入口から、通路、改札口等を経て車両の旅客用乗降口に至る経路のうち1以上を、移動等円滑化経路とすること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
2 駅舎等の出入口	<p>駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。</p>	2 駅舎等の出入口	<p>駅舎等の出入口は、次に掲げる構造とすること。</p>

改正後		改正前	
	<p>ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>7の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。</p> <p>イ～ウ 現況のとおり</p>		<p>ア 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>11の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を併設する場合は、この限りでない。地形上又は構造上困難な駅舎等であっても、1以上の出入口については、段差を解消すること。</p> <p>イ～ウ 略</p>
3 駅舎等の 駐車場	現況のとおり	3 駅舎等の 駐車場	略
4 駅舎等の 通路等	<p>(1) 移動等滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 現況のとおり</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>7の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は<u>8の項</u>に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあつては、<u>9の項</u>に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ～エ 現況のとおり</p> <p>(2) 現況のとおり</p>	4 駅舎等の 通路等	<p>(1) 移動等滑化経路を構成する通路等は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>11の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合又は<u>12の項</u>に定める要件を満たすエレベーター（地形上又は施設管理上当該エレベーターを設けることができない場合にあつては、<u>13の項</u>に定める要件を満たすエスカレーター）を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ウ～エ 略</p> <p>(2) 略</p>
<u>(移項)</u>	<u>(11項へ移項)</u>	<u>5</u> 駅舎等の 旅客待合所 及び休憩設 備	略
<u>(移項)</u>	<u>(17項へ移項)</u>	<u>6</u> 駅舎等の	略

改正後		改正前	
<u>5</u> 駅舎等の出札、案内所等	(1) 現況のとおり <u>(2) 出札、案内所等のカウンターに至る経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</u> (3) 現況のとおり	券売機	
<u>(移項)</u>	<u>(18項へ移項)</u>	<u>7</u> 駅舎等の出札、案内所等	(1) 略 <u>(新設)</u> (2) 略
<u>(移項)</u>	<u>(12項へ移項)</u>	<u>8</u> 改札口	略
<u>6</u> 駅舎等の階段	現況のとおり	<u>9</u> 駅舎等の戸	略
<u>7</u> 駅舎等の傾斜路	現況のとおり	<u>10</u> 階段	略
<u>8</u> 駅舎等のエレベーター	現況のとおり	<u>11</u> 傾斜路	略
<u>9</u> 駅舎等のエスカレーター	現況のとおり	<u>12</u> エレベーター	略
<u>(移項)</u>	<u>(19項へ移項)</u>	<u>13</u> エスカレーター	略
<u>10</u> 駅舎等の便所	(1) 現況のとおり (2) 前号の便所の内部又は近接した <u>わかりやすく利用しやすい</u> 位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子	<u>14</u> 駅舎等 <u>(鉄道の駅舎等に限る。)</u> の乗降場	略
		<u>15</u> 便所	(1) 略 (2) 前号の便所の内部又は近接した位置に次に掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出

改正後		改正前	
	使用者用便房及び便所の出入口に、その旨の表示を行うこと。 ア～エ 現況のとおり		入口に、その旨の表示を行うこと。 ア～エ 略
<u>11</u> 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備 (<u>ベンチ等</u>)	<p><u>(5項から移項)</u></p> <p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に定める構造等及び設備とすること。 ア～イ 現況のとおり ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>7の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ～オ 現況のとおり</p> <p>(2) 現況のとおり</p> <p><u>(3) 前号の設備に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けること。</u></p>	<u>5</u> 駅舎等の旅客待合所及び休憩設備	<p>(1) 旅客待合所を設ける場合には、次に定める構造等及び設備とすること。 ア～イ 略 ウ 床面には、段差を設けないこと。ただし、<u>11の項</u>に定める要件を満たす傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 エ～オ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
<u>12</u> 駅舎等の戸	<u>(9項から移項)</u> 現況のとおり	<u>9</u> 駅舎等の戸	略
<u>13</u> 駅舎等の案内板等	現況のとおり	<u>16</u> 駅舎等の案内板等	略
<u>14</u> 駅舎等の案内装置等	現況のとおり	<u>17</u> 駅舎等の案内装置等	略
<u>15</u> 駅舎等の視覚障害者誘導用ブロック	現況のとおり	<u>18</u> 視覚障害者誘導用ブロック	略
<u>16</u> 駅舎等の手すり	<u>(21項から移項)</u> 現況のとおり	<u>21</u> 手すり	略

改正後		改正前	
17 駅舎等の券売機	(6項から移項) 現況のとおり	6 駅舎等の券売機	略
18 鉄軌道駅の改札口	(8項から移項) 現況のとおり	8 改札口	略
19 鉄道駅の乗降場	(14項から移項) <u>鉄道駅の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</u> ア～コ 現況のとおり	14 駅舎等 (<u>鉄道駅の駅舎等に 限る。の乗降場</u>) の乗降場	<u>駅舎等の乗降場は、次に掲げる構造とすること。</u> ア～コ 略
20 軌道の停留所	現況のとおり	19 軌道の停留所	略
21 バス停留所	現況のとおり	20 バス停留所	略
(移項)	(16項へ移項)	21 手すり	略

備考 現況のとおり

備考 略

別表第11 現況のとおり

別表第11 略

別表第12 集合住宅に関する整備基準 (第11条関係)

別表第12 集合住宅に関する整備基準 (第11条関係)

整備項目	整備基準
1 <u>特定経路等</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路 (以下この表において「 <u>特定経路等</u> 」という。) とすること。 ア～エ 現況のとおり (2) <u>特定経路等</u> 上に階段又は段を設けないものとする (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満

整備項目	整備基準
1 <u>特定経路</u>	(1) 次に掲げる経路は、それぞれ1以上を多数の者が円滑に利用することができる経路 (以下この表及び次表において「 <u>特定経路</u> 」という。) とすること。 ア～エ 略 (2) <u>特定経路</u> 上に階段又は段を設けないものとする (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)。ただし、床面積の合計が2,000平方メートル未満

改正後		改正前	
	で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。		で、階数が3で戸数が29以下の場合及び階数が4で戸数が19以下の場合における階から階に至る階段については、この限りでない。
2 出入口	(1) 特定経路等 を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア～エ 現況のとおり (2) 直接地上へ通ずる出入口 (特定経路等 を構成する出入口を除く。)のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア～イ 現況のとおり	2 出入口	(1) 特定経路 を構成する出入口は、次に掲げるものとする。 ア～エ 略 (2) 直接地上へ通ずる出入口 (特定経路 を構成する出入口を除く。)のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア～イ 略
3 廊下等	(1) 現況のとおり (2) 特定経路等 を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～ウ 現況のとおり	3 廊下等	(1) 略 (2) 特定経路 を構成する廊下等は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～ウ 略
4 階段	現況のとおり	4 階段	略
5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 現況のとおり (2) 特定経路等 を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～オ 現況のとおり	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	(1) 略 (2) 特定経路 を構成する傾斜路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。 ア～オ 略
6 エレベーター及びその乗降ロビー	特定経路等 を構成するエレベーター(次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあつては、次に	6 エレベーター及びその乗降ロビー	特定経路 を構成するエレベーター(次項に定めるものを除く。以下この項において同じ。)及びその乗降ロビーは、床面積の合計が2,000平方メートル未満で、階数が3で戸数が30以上の場合、階数が4で戸数が20以上の場合及び階数が5以上の場合並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の場合にあつては、次に掲げるも

改正後		改正前	
	掲げるものとする。ア～コ 現況のとおり		のとする。ア～コ 略
7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<u>特定経路等</u> を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。ア～ウ 現況のとおり	7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	<u>特定経路</u> を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定するエレベーターその他の昇降機をいう。）は、次に掲げるものとする。ア～ウ 略
8 便所	(1) 現況のとおり (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。ア 現況のとおり イ 便所（床面積の合計が <u>1,000</u> 平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (3)～(5) 現況のとおり	8 便所	(1) 略 (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。ア 略 イ 便所（床面積の合計が <u>2,000</u> 平方メートル以上の場合に限る。）内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (3)～(5) 略
9 浴室及びシャワー室	現況のとおり	9 浴室及びシャワー室	略
10 敷地内の通路	(1) 現況のとおり (2) <u>特定経路等</u> を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ア～オ 現況のとおり	10 敷地内の通路	(1) 略 (2) <u>特定経路</u> を構成する敷地内の通路は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。ア～オ 略
11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合	11 駐車場	(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合

改正後		改正前	
	<p>には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が<u>1,000</u>平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 現況のとおり</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの<u>特定経路等</u>の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの<u>特定経路等</u>についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>		<p>には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が<u>2,000</u>平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの<u>特定経路</u>の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(3) 多数の者が利用する駐車場に車椅子利用者用駐車施設を設ける場合には、車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、当該車椅子利用者用駐車施設から各住戸までの<u>特定経路</u>についての誘導表示を設けること。なお、誘導表示は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設け、内容が容易に識別することができるものとする（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合すること。）。</p>
12	標識	現況のとおり	略
13	案内設備	<p>(1) 集合住宅（床面積の合計が<u>1,000</u>平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。）又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該</p>	<p>(1) 集合住宅（床面積の合計が<u>2,000</u>平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。）又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該</p>

改正後		改正前	
	エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2)～(3) 現況のとおり		エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子使用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。 (2)～(3) 現況のとおり
14～15	現況のとおり	14～15	略

備考

- この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 特定経路等**を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	(1) 道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を 多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この表において「特定経路」という。） とすること。 (2) 現況のとおり
2～7	現況のとおり
8 便所	(1) 現況のとおり (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 現況のとおり イ 便所（床面積の合計が 1,000 平方メートル

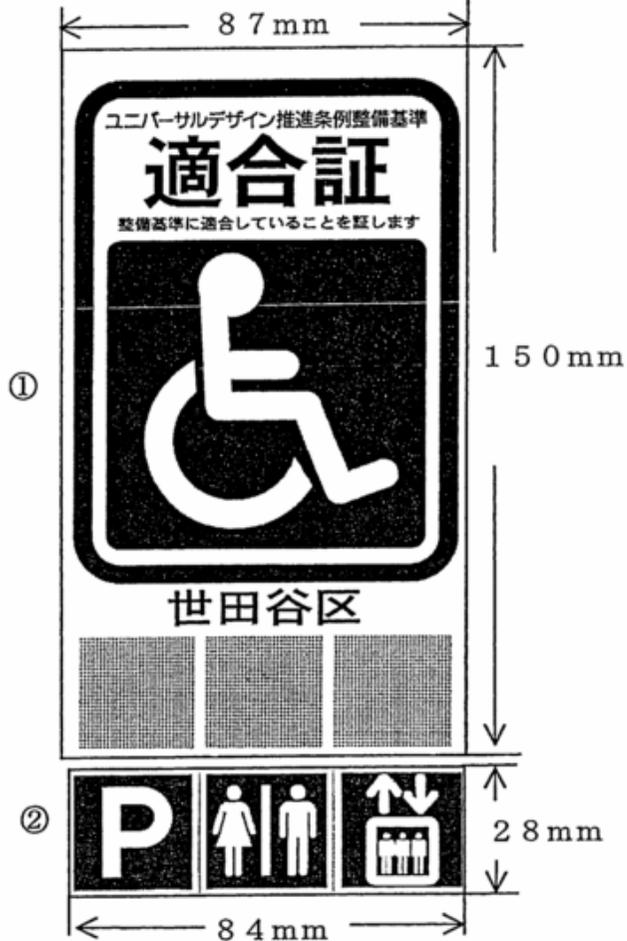
備考

- この表は、多数の者が利用する部分について適用する。
- 特定経路**を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により10の項第2号の定めによることが困難である場合における1の項第1号アの規定の適用については、同号ア中「道等」とあるのは、「当該集合住宅の車寄せ」とする。

別表第13 集合住宅に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 特定経路	(1) 道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある集合住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を 特定経路 とすること。 (2) 略
2～7	略
8 便所	(1) 略 (2) 前号の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。 ア 略 イ 便所（床面積の合計が 2,000 平方メートル

改正後		改正前	
	<p>以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(3) 現況のとおり</p>		<p>以上の場合に限る。)内に、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するオストメイト対応汚物流し等の水洗器具を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(3) 略</p>
9～10	(1) 現況のとおり	9～10	(1) 略
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が<u>1,000</u>平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 現況のとおり</p>	11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子利用者用駐車施設を1以上設けること。ただし、床面積の合計が<u>2,000</u>平方メートル未満の場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 略</p>
12 標識	現況のとおり	12 標識	略
13 案内設備	<p>(1) 集合住宅(床面積の合計が<u>1,000</u>平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。)又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 現況のとおり</p>	13 案内設備	<p>(1) 集合住宅(床面積の合計が<u>2,000</u>平方メートル以上の場合に限る。以下この項において同じ。)又はその敷地には、当該集合住宅又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は車椅子利用者用駐車施設の配置を容易に視認することができる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(3) 略</p>
14 公共的通路	現況のとおり	14 公共的通路	略
備考 現況のとおり		備考 略	

改正後	改正前
<p>別表第14 現況のとおり 第1号様式～第3号様式 現況のとおり 第4号様式（第12条関係）</p>  <p>①</p> <p>②</p> <p>注意 ②は、<u>世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準に適合する設備を表しており、該当するものについて、①の下欄スペースに貼</u></p>	<p>別表第14 略 第1号様式～第3号様式 略 第4号様式（第12条関係）</p>  <p>①</p> <p>②</p> <p>注意 ②は、適合する設備を表しており、該当するものについて、①の下欄スペースに貼り付けること。</p>

改正後	改正前
り付けることとする。 第5号様式の(1)から第13号まで(現行のとおり)	第5号様式の(1)から第13号まで 略